

# 燃えるごみ

焼却熱で発電をします。焼却して残った灰は建築資材などにリサイクルされます。



## 出し方

- ◎ 富士市指定 **「燃えるごみ専用袋」** に入れて、週 2 回の回収日、朝 8:30 までに燃えるごみ集積所に出してください。
- ◎ 記名欄は町内会（区）のルールに従ってください。
- ◎ 二重袋の使用は最低限にしてください。（処理に影響が出ます。）



## 出せる

### 生ごみ

- ・生ごみなどをまとめる小袋として、レジ袋等を使用することは可能です。
- ・二重袋の使用は最低限にしてください。

### 濡らさない

乾燥させるとさらに減量！

### 水分が多い場合はひと絞り

水切りは平均 8% の減量効果！  
茶殻などは 20% も減量できることも！

### ゴム類



### プラスチック製品



#### プラマークがついていないもの

プラスチック製品そのものは燃えるごみです。ただし、**1辺が 50cm を超えるものは、埋立等（粗大）**として出してください。（P23）

プラマーク 50cm 以下にできれば燃えるごみとして出せます。（一段の衣装ケースは 50cm を超えていても燃えるごみとして出せます）

CD・DVD/CD・DVD のケース / 歯ブラシ / ボールペン / 衣装ケース / プラスチック製のおもちゃ / プラスチック製の小物入れ / タッパー / プラスチック製のハンガー / カセットテープ / ビデオテープ / クリアファイル / プラスチック製の下敷き / プラスチック製の洗濯バサミ / ピンチハンガー（金具がついたままでも可）など

### 資源物にならない紙類・衣類など

油や塗料などで汚れた紙や布 / 汚れ・においのひどい古着 / ティッシュペーパー / 紙おむつ / アイロンプリント紙 / マスク（布・不織布） / 壊れた靴やかばん / アルミホイルなど



### 木材・木製品

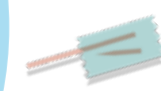
全ての辺の **長さが 50cm 以下、厚さ 10cm 以下** となるように切ってください。

難しい場合は、有料で民間事業者に処理を依頼してください。（P44 参照）  
木製の家具は、そのまま埋立等（粗大）として出してください。（P23 参照）



### 竹串など尖っているもの

安全に収集できるように先端を短く折り、**紙などで包むかテープ等でとめて**出してください。



### ジュータン・カーペット・ブルーシートなどの敷物

**1辺が 70cm 以下** となるように切り、可燃性のひもで縛って出してください。

（木製・竹製の場合は 1 辺が 50cm 以下となるように切ってください。）

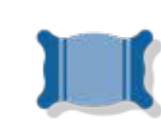
※縁からカッターの刃を当てて切ると切りやすいです。

- ◎ 電気カーペット（ホットカーペット）は埋立等（小型家電）に出してください。



### クッション、枕、座ぶとん、ぬいぐるみ

- ◎ 燃えるごみです。衣類としては出せません。
- ◎ 15cm 以下の小型のぬいぐるみは衣類の日に、小物類として出してください。
- ◎ ビーズクッションは、大きさに関わらず、集積所には出せません。直接、新環境クリーンセンターに持ち込んでください。（破裂しビーズが飛散するのを防ぐため）
- ◎ マットレスは、厚さ 5cm 未満でスプリングが入っていないものは燃えるごみ。それ以外は埋立等（粗大）。



## 出せない



スーツケース P23

一辺が 50cm 以上のプラスチック製品 P23

使い捨てライター P24



### 注意事項

燃えるごみに金属が混入すると、焼却設備の故障の原因にもなります。金属は小さいものでも資源として売却できますので、取り外せるものはできる限り取り外して、金属の日に出してください。